平成２４年（フ）第３３１号
群馬県前橋市粕川町女渕378番地１
債務者　松村　**寮**子（旧姓小田島）
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小暮　俊子
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月26日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５９２号
神奈川県藤沢市葛原1980番地の10　マンハイム３番館102
債務者　小島　哲哉
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　友深
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月５日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５６号
千葉県成田市中野341番地１　ユウファーム内社宅
債務者　玉置　昭雄
１　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
４　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月５日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５５号
富山県高岡市内免１丁目４番４号
債務者　徳田仏具鋳造所こと　徳田　和久
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　央
４　破産債権の届出期間　平成25年１月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月７日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１４１３９号
島根県出雲市東園町440―２
債務者　三谷　樹
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　正和
４　破産債権の届出期間　平成25年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１４０号
島根県大田市久手町波根西399―１
債務者　三谷みどり
１　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　正和
４　破産債権の届出期間　平成25年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４９６号
神奈川県藤沢市天神町３丁目23番地の１　ソフィア湘南103号
債務者　阿部　恭
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　満
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月13日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４５８７号
神奈川県川崎市宮前区野川956
債務者　廣瀬　明子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥山　健志
４　破産債権の届出期間　平成25年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月14日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８号
広島県安芸高田市甲田町深瀬1002番地４
債務者　中川美穂子
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　奈美
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２７３号
神戸市西区伊川谷町有瀬235番地の１、前住所兵庫県明石市東朝霧丘13番１号
債務者　井上　**藤**一
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
４　破産債権の届出期間　平成25年１月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時20分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４８３号
大分市大字森1000番地の42　久保山団地W―78
債務者　山村　文良
１　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺崎　直史
４　破産債権の届出期間　平成25年１月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
広島県尾道市美ノ郷町三成3001番地
債務者　東風上清剛
１　決定年月日時　平成24年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　正信
４　破産債権の届出期間　平成25年１月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
沖縄県沖縄市美里６丁目16番Ａ５―301号　美里団地
債務者　元榮　義幸
１　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松永　和宏
４　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部